

1 基本情報

事業名称	中堺交通安全推進事業				
事業目的	中堺警察署管内において、地域団体と区役所が連携し、交通事故防止に向けた啓発活動等を実施することにより、交通事故の抑止を図り、安全で安心な地域社会の実現に寄与することを目的とする。				
事業概要	本事業では、西堺・中堺交通安全大会等への協力を通じて、特に子どもや高齢者を対象とした交通事故防止の啓発活動を実施している。また、地域ボランティアと連携し、小学校の登下校時や春・秋の交通安全週間に、駅前や交通事故多発地域での啓発活動を行っている。				
実施主体	中区役所自治推進課	実施場所	中区内	実施時期	令和7年4月から令和8年3月まで

2 設定指標

活動指標	街頭啓発活動回数		R4	R5	R6	R7
		目標	－	－	－	2回
		実績	－	－	－	2回
成果指標	堺市は災害に強く、安全・安心に暮らせる都市だと思いますか。 (市民意識調査において「そう思う」「ある程度そう思う」と回答した中区民の割合)		R4	R5	R6	R7
		目標	-	-	-	66.7%
		実績	64.7%	62.8%	63.1%	60.5%

3 事業評価

決算額		300,000		円		
①妥当性	○	②費用対効果	○	⑤総合評価	○	評価基準
本事業は、交通事故の防止という公益性の高い目標のもと、中区内の警察・地域・行政が連携して交通安全啓発に取り組むものである。 多主体の協働により効果的な啓発が可能となり、区民の交通安全意識の向上に資することから、事業を実施する妥当性が高い。		本事業は、交通安全大会の開催費用を警察・地域・西区役所と分担することで費用負担を抑えつつ、中区・西区の広範囲にわたり交通安全意識の啓発を実施している。限られた経費で効果的な啓発が可能となっていることから、費用対効果が高い。		本事業は交通事故の抑止を目的として、交通安全大会の実施協力や街頭啓発への協力参加に取り組むものである。区民の安全・安心への意識向上といった効果に加え、西区と連携することで中区・西区の全域へ広く啓発することができた。 以上のことから、本事業は区民利益につながる有効な事業である		◎：非常に高い水準で達成 ○：十分な水準で達成 △：達成度が限定的 ×：達成されていない －：評価対象外
③庁内・公民等連携	○	④区の計画への寄与度	○			
本事業は、警察・地域が主体となって実施する交通安全大会等の取組に対し、行政が開催負担金の支出や街頭啓発への協力参加等を通じて支援するものであり、多主体の連携による公民連携の度合いが高い。		本事業において取り組んだ交通安全に関する意識啓発は、計画における「犯罪や事故の起こりにくい環境の整備」の取組に寄与している。				

4 課題と対応方針及び今後の方向性

課題	令和8年4月1日施行の道路交通法改正内容の地域への浸透	今後の方向性	継続
対応方針	警察や地域が実施する街頭啓発への協力参加や、SHSなか学事業等で上記内容を啓発する（なお、本事業は令和8年度から中区安全安心ネットワーク推進事業に集約予定）。		